

令和3年7月6日実施

電気需給約款
[低圧]
フラットプラン
Nature 株式会社

I 総 則	6
1 対象となるお客さま	6
2 需給約款の変更	6
3 定義	9
4 単位および単数処理	12
5 実施細目	12
II 契約の締結	14
6 需給契約の申込み	14
7 需給契約の成立および契約期間	15
8 需要場所	16
9 需給契約の単位	16
10 供給の開始	16
11 供給の単位	17
12 需給契約書の作成	17
III 契約種別および料金	18
13 契約種別	18
14 電気料金等	18
IV 料金の算定および支払い	19

15 料金の適用開始の時期	19
16 料金の算定期間	19
17 使用電力量および最大使用電力の計量	20
18 料金の算定	20
19 料金の支払義務および支払期日	21
20 料金その他の支払方法	22
21 保証金	24
22 延滞利息	25
V 使用および供給	27
23 適正契約の保持	27
24 お客さまの協力	27
25 供給の停止	34
26 供給の中止または使用の制限もしくは中止	36
27 違約金	37
28 損害賠償および債務の履行の免責	38
29 設備の賠償	39
VI 契約の変更および終了	40
30 需給契約の変更	40
31 名義の変更	40

32 需給契約の終了	41
33 解約等	42
34 当社による料金単価の変更	44
35 需給契約消滅後の債権債務関係	45
VII 供給方法、工事および工事費の負担	46
36 供給方法および工事	46
37 工事費負担金等相当額の申受け等	46
VIII その他	48
38 準拠法	48
39 管轄裁判所	48
40 信用情報の共有	48
41 個人情報の取り扱い	48
42 反社会的勢力の排除	48
43 誠実協議	49
附 則	51
別 表	53
別 紙	61

I 総 則

1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款[低圧]（別表および別紙を含み、以下「この需給約款等」といいます。）は、一般送配電事業者（3（定義）（11）に定めるところによるものとし、以下同様とします。）北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社または九州電力送配電株式会社が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款等は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 需給約款の変更

- (1) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、その他当社が

必要と判断した場合には、当社は、この需給約款等をお客さまのあらかじめの同意を要することなく変更することがあります。この場合には、この需給約款等に定める供給条件は、変更後の電気需給約款[低圧]によります。

なお、当社は、この需給約款等を変更する際には、需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款[低圧]並びに変更の効力発生日を、当社ホームページに掲載する方法その他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の電気需給約款[低圧]は、当社があらかじめお知らせした変更の効力発生日において効力を生ずるものとしたします。

- (2) 需給契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税等に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）を支払うものとします。なお、料金率および基準単価には消費税等相当額を含むものとします。
- (3) 当社は、この需給約款等その他の当社とお客さまとの間の需給契約に関する供給条件（以下「この供給条件」といいます。）を変更しようとする場合（（4）に規定する場合を除きます。）において、

電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明、記載すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく契約変更後の書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称および住所、契約変更年月日ならびに供給地点特定番号のみを、お客さまの閲覧に供する当社が適切と判断した方法にて行うものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (4) 当社は、この供給条件を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものに限り。）において、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく契約変更前および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合、需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、お客さまの閲覧に供する当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 定義

次の言葉は、この需給約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

需給契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

需給契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

(7) 契約容量

需給契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

需給契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大使用電力

託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。

(11) 一般送配電事業者

電気事業法に基づく経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用

する送電用および配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給を行う事業者をいいます。

(12) 燃料調整費額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別表2に記載の方法により算出された値をいいます。

(13) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

平均燃料価格算定期間貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

4 単位および単数処理

需給契約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の通りといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 料金その他の計算における電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この需給約款等の実施上必要な細目的事項で、当社がお客さまとの協議が必要と判断した事項は、この需給約款等の趣旨に則り、その都度お客

さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者との間で協議を行っていただくものといたします。

II 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款等および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の方法・様式によって必要事項を明らかにして申込みをしていただきます。
- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) 当社への需給契約の申込後、当社からの電気の供給が開始されるまでの期間において、現にお客さまへ電気を供給している小売電気事業者との間における契約電流を変更された場合には、当社との需給

契約における契約電流は、これと同様の契約電流に変更させていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます）その他やむをえない事情がある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

また、当社が需給契約の申込みを承諾した後であっても、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気の供給を開始できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合、当社はその理由をお客さまにお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、15（料金の適用開始の時期）に定める料金適用開始の日から起算して1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さまおよび当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。この場合、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明すれば足りるものとし、かつ、電気事業法に基づく契約更新後の書面の交付については、当該更新後の契約期間、当社の名称および住所、契約更新年月日、ならびに供給地点特定番号のみを、お客さまの閲覧に供する当社が適切と判断した方法にて行うものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとしたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、必要に応じてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定

め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者所定の手続が完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

11 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次の通りといたします。

フラットプラン

14 電気料金等

「フラットプラン」の料金は、使用電力量1キロワット時につき供給区域ごとの料金単価を乗じた額（以下「電力量料金」といいます。）と、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。電力量料金における料金単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金については別紙の料金表の通りです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価が変更された場合、変更された価格に基づいて計算されます。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に、お客様のエリアの1キロワットアワー当たりの単価を乗じて算定される金額とします。なお、電力量料金単価は、別紙の料金表の通りといたします。ただし、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)ロaによって算定される場合は、別表2

（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)ロbによって算定

される場合は、別表2（燃料調整費）（1）ニによって算定された燃料調整額を加えたものといたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に経済産業省が発表する賦課金単価を乗じて算定される金額とします。

(3) その他

適用範囲、電気供給方式、供給電圧・周波数その他供給に関する詳細は、別紙の料金表の通りです。

IV 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始

し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量および最大使用電力の計量

- (1) 使用電力量の計量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大使用電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

電気の供給を開始しままたは需給契約が終了した場合

- (2) 料金は、需給契約ごとに、14（電気料金等）および別紙の料金表に定める料金を適用して算定いたします。
- (3) お客さまが契約電流および契約容量の変更を希望した場合、当該変更は、当該変更した日の属する計量期間等の翌計量期間等の始期から適用いたします。

19 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）に発生いたします。
 - イ 検針日に検針が行なわれない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。
 - ロ 17（使用電力量および最大使用電力の計量）(3)の場合は料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力が協議によって定められた日といたします。
 - ハ 需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

- (2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して5日目といたします。また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して5日目といたします。
- (3) お客さまは料金を、前項に定める支払期日までに支払っていただきます。
- (4) 当社は、原則として、料金その他の請求額の明細書を当社が適切と判断した方法にて、お客さまに通知します。当社は当社が適切と判断した方法を通じた明細書情報の通知をもって、お客さまへ請求を行ったものとします。

20 料金その他の支払方法

- (1) お客さまは、料金については毎月、工事費負担金等相当額（38（工事費負担金等相当額の申受け等）に定めるところによります。）その他の費用についてはその都度、次の方法により当社に支払っていただきます。ただし、お客さまの支払方法は当社が認めた場合を除き、イによる方法とします。

イ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う

方法。この方法を希望する場合、お客さまは、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う方法。この方法を希望する場合、お客さまは、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (5) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の計量期間等の終期までの期間が短く、各月ごとに使用電力量の計量を行わない場合は需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の使用電力量の計量を行なったものといたします。この場合、需給開始の日から直後の計量期間等の終期までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の計量期間等の始期から計量期間等の終期までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期日ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) お客さまが料金を支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

21 保証金

- (1) 当社は、6（需給契約の申込み）(1)の申込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だって、当社指定の金額の保証金を預かることがあります。
- (2) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその

料金に充当させていただくことがあります。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

- (3) 当社は、33（需給契約の終了）または34（解約等）の規定により需給契約が終了したときは、保証金の金額（(2)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額）をすみやかにお返しいたします。なお当社は、保証金に対して利息を付しません。

22 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができることとします。

延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いた金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する対象の算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合または当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

24 お客さまの協力

(1) 力率の保持

イ 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあつては、90%以上、それ以外の場合にあつては、85%以上に保持していただきます（以下、本号に基づき 保持すべき力率の基準を「基本力率」といいます。）。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、託送約款等に記載の基準に従い、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 立ち入り業務への協力

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が次の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、当該一般送配電事業者が立ち入る場合においては、当該一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- イ 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- ロ (8)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- ニ 計量器の検針または計量値の確認に関する業務

ホ 26（供給の停止）、33（需給契約の終了）(1)、および 34（解約等）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務

へ その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

イ お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

a 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

b 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

c 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

d 著しい高周波または高調波を発生する場合

e その他 a、b、c または d に準ずる場合

ロ お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、イに準ずるものとします。

ハ お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、イに準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしたが、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます

(4) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

(5) 施設場所の提供

次の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - ハ 通信設備等を設置する場合
 - ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合
- (6) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次の各号の付帯設備

- a 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
- b お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- c その他 a または b に準ずる設備

ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けけた計量器の付属装置または変成器の2次配線等

ホ 当該一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

(7) 調査および調査に対するお客様の協力等

イ お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さ

まの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- ロ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(8) 保安等に対するお客さまの協力

- イ 次の各号の場合には、お客さまは当社および当該一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。

- a お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合

- b お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

- ロ お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あら

かじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

- ハ 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。
- ニ 供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

25 供給の停止

- (1) お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客様が需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客様が次の各号のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社または当該一般送配電事業者がお客さまに対して、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ハ 25(お客様の協力)(2)に基づく立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合、お客様がこの需給約款等や託

送約款等において、当該一般送配電事業者の求めに応じること、当該一般送配電事業者に権限を付与することもしくは当該一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは当該一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

- (3) (1)または(2)により、電気の供給の停止が行われた場合においても、その停止期間を含め、料金の算定期間を「1月」として算定した料金を申し受けます。
- (4) 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当該一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。
- (5) 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

26 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、供給時間中に、当該一般送配電事業者により、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。

- イ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ロ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、お客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)により、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止される場合、その期間を含め、料金の算定期間を「1月」として算定した料金を申し受けます。

27 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用したことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款等に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

28 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 34（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 次の事由が発生したことにより当社による需給契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常
事態が生じた場合

29 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

30 需給契約の変更

- (1) お客様が需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、需給契約を変更する場合の契約期間は、従前の契約期間といたします。また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 契約電力、契約電流または契約容量（以下「契約電力等」といいます。）の減少が新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から1年未満の期間内となる場合で、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客様は、その金額を当社に支払うものとします。

31 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社指定の方法により申し出ていただきます。

32 需給契約の終了

- (1) お客さまが需給契約を終了しようとする場合は、終了する日の30日前までに、その終了期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、お客さまが当社に終了通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合はこの限りではなく、当該通知をもってお客さまの終了通知とみなすものとします。なお、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に、廃止取次等、需給を終了させるための適当な処置を行います。

- (2) 需給契約は、34（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (3) (1)によってお客さまが当社との需給契約の終了を希望する場合は、新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日

から当社との需給契約の終了日までの期間が1年未満の場合で当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまは、その金額を当社に支払うものとしてします。

33 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次の場合に該当するときは、当社はお客さまとの需給契約を解約することができるものとし、当該解約によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとしてします。この場合、なお、この場合当社は、解約の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ 26（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ハ 料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合

ニ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合

- ホ この需給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- へ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ト 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- チ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- リ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヌ その他の事由により、明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある場合
- ル その他需給契約に反した場合

- (2) (1)にかかわらず、当社が、小売電気事業の継続が困難な事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとします。この場合、当

社はあらかじめお客さまにその旨を当社が適当と判断した方法により周知するものとし、(1)なお書きの規定を適用します。

- (3) お客さまが、33（需給契約の終了）(1)による通知をされないうえ、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとしたします。
- (4) 新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から需給契約の解約日までの期間が1年未満の場合で当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合、お客さまは、その金額を当社に支払うものとしたします。

34 当社による料金単価の変更

当社は、料金改定が必要となる場合は、次の各号にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めることができます。

- (1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面またはインターネットの利用その他当社が適切と考える方法でお客さまに通知します。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、当社に対してその旨を通知することにより、需給契約を解約することができます。
本号による需給契約の終了の場合には、当社およびお客さまは、互いに本号による需給契約の終了に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとしたします。

- (3) 新料金単価適用開始日までに、お客さまから終了の通知がない場合、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

35 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

36 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

37 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を当社が受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を当社が受けた場合は、当社は、お客さまに対して当該工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの費用負担で施設し、または取り付けていただきます。

- (4) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者から託送約款等に基づき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、お客様から、工事費負担金等相当額として請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
- (5) その他、当社が当該一般送配電事業者から託送約款等に基づき工事費負担金その他の費用の請求を受けた場合、当社は、お客様から、工事費負担金等相当額として請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

VIII その他

38 準拠法

この需給約款等に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

39 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

40 信用情報の共有

当社は、お客さまが 34（解約等）(1)ハ、ニまたはホに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

41 個人情報の取り扱い

当社は、需給契約により知りえた個人情報を、当社が定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。

42 反社会的勢力の排除

お客さまおよび当社は、現在および将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準備員、暴力団関係者および総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）および次のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものといたします。ま

た、当社は、お客さまが次のいずれかに該当するときは、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、この場合、当社は、本項により解約されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負いません。

- (1) 反社会的勢力であると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有するとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与があると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、暴力的な要求行為、法的な責任をこえた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害するなどを行なったとき。

43 誠実協議

この需給約款等に定めのない事項、またはこの需給約款等によりがたい特別の事情が生じた場合には、託送供給等約款や関連する法令、または

一般に確立された慣習によるほか、お客さまおよび当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

附則（実施期日）

この需給約款等は、令和3年7月6日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。
- なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次の通りといたします。

	α	β	γ
北海道電力ネットワーク株式会社	0.4699	—	0.7879
東北電力ネットワーク株式会社	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力パワーグリッド株式会社	0.197	0.4435	0.2512
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力送配電株式会社	0.2303	—	1.1441
関西電力送配電株式会社	0.014	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク株式会社	0.1543	0.1322	0.9761

四国電力送配電株式会社	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格がcに規定する基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格がcに規定する上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

- c 基準燃料価格、上限価格は次の通りといたします。

	基準燃料価格	上限価格
北海道電力ネットワーク株式会社	37,200円	55,800円
東北電力ネットワーク株式会社	31,410円	47,100円
東京電力パワーグリッド株式会社	44,200円	66,300円
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円	68,900円
北陸電力送配電株式会社	21,900円	32,900円
関西電力送配電株式会社	27,100円	40,700円
中国電力ネットワーク株式会社	26,000円	39,000円

四国電力送配電株式会社	26,000 円	39,000 円
九州電力送配電株式会社	27,400 円	41,400 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次の通りといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月31日までの期間	その年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	その年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から1月31日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から2月末日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

	単位	基準単価 (税込)
北海道電力ネットワーク株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.197 円
東北電力ネットワーク株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.221 円
東京電力パワーグリッド株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.232 円
中部電力パワーグリッド株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.233 円
北陸電力送配電株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.161 円
関西電力送配電株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.165 円
中国電力ネットワーク株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.245 円
四国電力送配電株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.196 円
九州電力送配電株式会社	使用電力 1 キロワットアワーにつき	0.136 円

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 別表 2(1)ロによって算定された燃料費調整単価は、各地域の旧一般電気事業者が適用している離島ユニバーサルサービス制度に基づく調整をいたします。

(2) 九州電力送配電株式会社の供給区域について

イ 九州電力送配電株式会社供給区域の燃料費調整単価は、別表

2(1)ロ燃料費調整単価で算定された値に、次の算式によって算定

された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、別表 2(1) ロに準ずるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × 離島基準単価 / 1,000

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、別表 2(1) イ平均燃料価格に準ずるものとし、 α 、 β 、 γ は以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料単価は、52,500 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

1 キロワットアワーにつき 0.003 円。

3 契約容量の算定方法

契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) ÷ 1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 ÷ 1,000

- (3) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、(1)または(2)により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

別 紙

料金表

フラットプラン

(1) 適用範囲

イ 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、または九州電力送配電株式会社の供給区域

電灯または小型機器を使用する需要で、次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

a 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること、または契約容量が原則として 6 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、または四国電力送配電株式会社の供給区域

電灯または小型機器を使用する需要で、次の各号のいずれにも該当するものに適用します。

a 使用する最大容量が原則として 6 キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流および契約容量

イ 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、または九州電力送配電株式会社の供給区域

a 契約電力

i. 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

1. 新たに低圧の電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし

当社により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、当社によって受けた電気の供給とみなします。

- ii. i.にかかわらず、当社が当該一般送配電事業者から当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領できるまでの間、各月の契約電力は、当社による電気の供給を受けた日から当月までの期間における最大使用電力となります。

ただし、当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領後、当社は、本文に基づき算定された契約電力に代えて、各月の契約電力に対してその1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値として新たに算定された契約電力を適用することがあります。

- iii. i.により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、4（単位および端数処

理)にかかわらず、0.5キロワットといたします。

b 契約電流

- i. 他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則としてほかの小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとし、契約電流の変更の申込を受け付けません。
- ii. 転居される場合は、原則として転居先の電流制限器のアンペア数を契約電流の値とさせていただきます。ただし、お客さまは、特別な事情があり契約電流の変更をご希望の場合は、当社との個別協議によって定めることとします。
- iii. 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場

合には、電流制限器等または電流を制限する計
量器が取り付けられないことがあります。

c 契約容量

- i. 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、次により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

1. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2
線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボル
トまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボル
トおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電
圧（ボルト）÷1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト
および 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボ
ルトとします。

2. 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3
線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電
圧（ボルト）×1.732÷1000

ロ 関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、
または四国電力送配電株式会社の供給区域

a 契約電力

- i. 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月
の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のう
ち、いずれか大きい値といたします。

1. 新たに低圧の電気の供給を受ける場合は、料
金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契
約電力はその 1 月の最大使用電力と料金適用
開始の日から前月までの最大使用電力のう
ち、いずれか大きい値といたします。ただし
当社により電気の供給を受ける前から引き続
き当該一般送配電事業者の供給設備を利用さ

れる場合には、当社による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、当社によって受けた電気の供給とみなします。

- ii. i. にかかわらず、当社が当該一般送配電事業者から当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領できるまでの間、各月の契約電力は、当社による電気の供給を受けた日から当月までの期間における最大使用電力となります。

ただし、当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領後、当社は、本文に基づき算定された契約電力に代えて、各月の契約電力に対してその1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値として新たに算定された契約電力を適用することがあります。

- iii. i. により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

b 契約容量

- i. 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、次により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

1. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2

線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×
電圧（ボルト）÷1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

2. 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3

線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電

圧（ボルト）×1.732÷1000

(4) 料金単価

お客さまの需要場所が存する当該一般送配電事業者の供給区域ごとの電力量料金の単価（消費税等相当額込みとします。）は、次の通りといたします。

	単位	単価(税込)
北海道電力ネットワークの供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	29.5 円
東北電力ネットワークの供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	26.4 円
東京電力パワーグリッドの供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	26.4 円
中部電力パワーグリッドの供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	26.4 円
北陸電力送配電の供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	21.3 円
関西電力送配電の供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	22.4 円
中国電力ネットワークの供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	24.4 円
四国電力送配電の供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	24.4 円
九州電力送配電の供給区域	使用電力1キロワット アワーにつき	23.4 円